ウ　期間
６か月以内。
エ　区域
規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。
オ　方法
禁止猟法は認めない。
⑵　愛玩のための飼養の目的
愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は原則として認めない。ただし、都道府県知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合はこの限りではない。また、この場合においても次の基準による。
なお、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。
ア　許可対象者
自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ５年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。
イ　鳥獣の種類・数
メジロに限る。許可対象者当たり１羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり１羽とする。
ウ　期間
繁殖期間中は認めない。
エ　区域
住所地と同一都道府県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。
オ　方法
禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。
⑶　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
ア　許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
イ　鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
ウ　期間
６か月以内。
エ　区域
住所地と同一都道府県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
オ　方法
網、わな又は手捕。
⑷　鵜飼漁業への利用の目的
ア　許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
イ　鳥獣の種類・数
ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。
ウ　期間
６か月以内。
エ　区域
規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。
オ　方法
手捕。
⑸　伝統的な祭礼行事等に用いる目的
ア　許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
イ　鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
ウ　期間
30日以内。
エ　区域
規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。
オ　方法
禁止猟法は認めない。
⑹　前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的
捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。
３　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
３－１　捕獲許可した者への指導
⑴　捕獲物又は採取物の処理等
捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。
また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タッグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。
捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成７年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。
錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第９条第１項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。